

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

証拠説明書（甲A）（7）
（甲A160・161号証）

2024（令和6）年12月20日

東京地方裁判所民事第2部D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子
ほか

証拠番号	標 目 原本・写しの別	作 成 者 作 成 日	立 証 趣 旨 (備考)
甲A160	『最高裁判所判例解説』（法曹時報76巻1号317頁） (写し)	大竹敬人 2024年1月1日	令和4年5月25日最大判（在外日本人国民審査権確認等違憲大法廷判決）の調査官解説において、「X1が主張する・・・法的地位が認められなければ、X1の請求に理由がないことになるに過ぎない。また、本件地位確認の訴えにつき、あえて司法審査の対象とすることを差し控えるべき特段の事情があるとも考え難い」と極めて簡潔な理由付けで法律上の争訟性を認めていること
甲A161	「立法不作為の救済手段としての確認訴訟—最高裁令和4年5月25日大法廷判決（国民審査権訴訟）をめぐって」ジュリスト1576号112頁（写し）	興津征雄 2022年9月24日	興津征雄神戸大学教授が「憲法上の権利の一義的明確性を違法確認訴訟の訴訟要件として要求する趣旨」と読み込むことは、「公法上の当事者訴訟としての確認訴訟」の訴訟要件として「かつての無名抗告訴訟の解釈論を類推する」ものとなり「適当ではない」と指摘していること

以上